

内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（案）に関する
意見公募手続の結果について

令和7年3月17日
経済産業省
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室

令和6年10月30日付で電力・ガス取引監視等委員会「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（案）」に対する意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見と、御意見を考慮した結果をまとめましたので、公表いたします。

1. 意見公募手続の実施期間等

(1) 意見募集期間

令和6年10月30日（水）～令和6年11月28日（木）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

意見提出件数：11件

3. 結果の公示日、御意見及び御意見を考慮した結果

(1) 結果の公示日

令和7年3月17日（月）

(2) 御意見及び御意見を考慮した結果

次項参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引制度企画室
TEL：03-2501-1558（代表番号）

	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	対象電源の考え方	
1	<p>●該当箇所</p> <p>P 8_第2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価の考え方</p> <p>1 内外無差別な卸売の対象電源の考え方</p> <p>(2) 対象電源の考え方</p> <p>エ オフサイト PPA における新設電源</p> <p>第 93 回制度設計専門会合（2024 年 1 月開催）では、需要家が長期のオフサイト PPA において費用負担する新設電源については、内外無差別な卸売の対象外としてよいものとして整理した。これは、オフサイト PPA の案件組成に当たって新設された電源のうち、その電源投資に係る費用について長期 PPA を通じて特定の需要家が負担する場合は、当該電源が当該需要家のニーズによって建設されたことが明確であるため、小売電気事業者による電源アクセスの公平性が必ずしも求められるとは考えられないことによるものである。</p> <p>●意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフサイト PPA における新設電源を内外無差別の対象外とすることに派生して、負荷追従供給の電源まで内外無差別な卸売の対象外とならないよう、ご配慮願う。 ・大手電力による負荷追従供給の拒否及び負荷追従供給のプライススクリーズについて、厳しく監視いただきたい。 <p>●理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフサイト PPA の負荷追従供給は、これまで「適正な電力取引についての指針」に規定されていた「部分供給に関する指針」が廃止され、非対称規制ではなくなりました。 	<p>負荷追従供給のための電源についても、現時点で内外無差別な卸売の対象と考えております。</p> <p>そもそもオフサイト PPA における新設電源を内外無差別な卸売の対象外とした背景は、第 93 回制度設計専門会合にてお示ししたとおり、オフサイト PPA の案件組成に当たって新設された電源のうち、その電源投資に係る費用について長期 PPA を通じて特定の需要家が負担する場合、当該電源が当該需要家のニーズによって建設されたことが明確であるため、小売電気事業者による電源アクセスの公平性が必ずしも求められるとは考えられない、というものです。</p> <p>「大手電力による負荷追従供給の拒否及び負荷追従供給のプライススクリーズ」にかかる御意見については、本意見募集（第 45～98 回制度設計専門会合における内外無差別な卸売に関する議論を整理した文書）の対象外となります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・「部分供給」が、審議会委員及びパブコメにおける多くの慎重意見及び反対の中で拙速に廃止され、託送約款に基づく「分割供給」へと移行されましたが、これにより、行政による関与度合いが相当薄れ、民衆の協議（お客様、送配電、複数小売）に委ねられることとなりました。オフサイト P P A 案件組成をビジネスチャンスとして捉える新電力にとって、不利な状況になったことは否めません。 ・従前、非対称規制として部分供給の手続きが定められていた場合であっても、送配電担当者に誠実に対応いただけなかったケースがありました。非対称規制ではなくなったことにより、誠実に御対応いただけるのかどうか、これまで以上に懸念があります。 ・このため、「オフサイト PPA 提供において、お客様及び新電力（アグリゲーター）の要望に応じ分割供給契約を行う場合、大手電力グループのアグリゲーター向けと同条件（提供可否・料金・通告）かどうか」「分割供給契約における大手電力グループ内とグループ外で、合理的な理由を示さずに、契約の受諾・拒否の差別を行っていないかどうか」といった観点から、内外無差別の担保状況の監視をお願いするものです。 ・競争環境を維持しお客様利益向上につなげることで、そして 2050CN 達成のためにも、大手電力グループ内での負荷追随供給に関する内外無差別の担保状況を監視いただくようお願いします。 	
経過措置との関係		
2	<p>【意見 1】 （該当箇所） p11 オ 3（丸数字） （意見内容）</p> <p>総合評価として「◎」と評価されたエリアでは、経過措置料金の解除の条件のうち、「競争環境の持続性」を満たしていると認めるとのことであるが、その評価では不十分であり、当該エリアでは経過措置を速やかに解除すべき。</p>	<p>経過料金制度は、小売全面自由化に際して、競争状態が不十分なままに「規制なき独占」に陥ることを防ぐために講じられたものです。その解除については、「消費者の状況」、「競争圧力」、「競争的環境の持続性」という 3つの観点から総合的に判断することとしています。</p> <p>この内、「競争圧力」については、エリア内の小売シェアが 5%以上の事業者が 2 者以上存在することを条件としています。これは、旧一電小売電気事業者の独占力を行使した値上げを牽制する必要があるといった理</p>

<p>(理由)</p> <p>1. そもそも法的独占が解消されたにもかかわらず、供給義務・料金規制が残置されることは異例である。自分はこのような他の事例を寡聞にして知らない（前例があるならご教示されたい）。</p> <p>2. 経過措置の解除は次の3点を総合的に判断することとされている。</p> <p>(1) 電力自由化の認知度やスイッチング（小売電気事業者の切替え）の動向など、消費者の状況</p> <p>(2) シェア 5%以上の有力で独立した競争者が区域内に2者以上存在するかなど、競争圧力</p> <p>(3) 電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど、競争的環境の持続性</p> <p>その上で、内外無差別が担保されているエリアは、上記条件の(3)を満たしていると認めるとされるが、目下の情勢では特に(2)の条件が満たされていないことから、経過措置解除の目処は立っていない。</p> <p>しかし、電力卸売の内外無差別が担保されている状況下で、供給義務が課されている旧一電とクリームスキミングが自由にできる新電力が競争すれば、新電力が有利なのは明らかである。これは制度に起因する小売市場の歪みであり、しかも長期化する懸念がある。そして、旧一電等が法令上根拠がない（と自分は理解している）内外無差別を自主的にコミットしたのは、内外無差別な卸売が利潤を最大化する経済合理的な行動であるという、教科書的なロジックゆえと理解しているが、経過措置残置による歪みが長期間放置されれば、内外無差別は明白に旧一電に不利益をもたらすものになり、自主的なコミットが正当化できなくなる。この状態を内外無差別を推進する立場であり、かつ制度を司る立場でもある監視等委が放置してよいはずはないと思料する。</p> <p>内外無差別により、自社保有の電源であっても自由に調達できない環境に置かれることは、相当な競争圧力となると思料する。「シェア 5%以上の</p>	<p>由から設けたものです。現状、この条件を満たすエリアは存在しません。</p> <p>また、「競争的環境の持続性」については、卸市場における内外無差別な卸売が担保されていることをもって判断することとしております。したがって、内外無差別が担保されていることのみをもって、規制料金を解除することは適当ではないと考えております。</p>
--	--

<p>有力で独立した競争者が区域内に2者以上存在」はあくまで例示と割り切った大胆な判断を願う。監視等委は、いわゆる限界費用玉出し（大手電力が余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札すること）をめぐって、その副作用である過小投資対策（容量市場等）を講じないままに、限界費用玉出しを数年間継続した結果、足元の電力需給不安を招いている。同じ轍を踏まないことを願う。</p> <p>ちなみに、この(2)の条件について、「大手電力が越境すれば、すぐにでも満たせる。今でもありえないくらい緩い基準」とのコメントがあるが（電気新聞 2024年9月20日1面 松村委員インタビュー記事）、自社が他エリアに越境しても経過措置は解除されない。他社が越境してこななければならない。特に、安い競争力がある電源を抱える旧一電A社が内外無差別な卸売によって、供給力を旧一電B社に販売したとしても、B社がA社エリアに越境してくるとは限らない。おそらくはA社よりも電気料金が安いエリアへ参入してより大きな利益を得ようとするだろう。</p> <p>つまり、安い競争力がある電源を抱える旧一電ほど(2)の条件を満たすのは難しい。新規参入シェアが少ないのは、当該旧一電が極めて効率的だからである可能性もある。表面的な新規参入シェアの基準にこだわりすぎることは、旧一電の効率化インセンティブを削ぐ弊害もある。このように考えると、このコメントは大手電力が示し合わせて越境しあうことを促しているようにも読めて、自分は違和感を持つ。</p>	
電源アクセス	
<p>3 (電源アクセスについて)</p> <p>とりまとめ(案)では、電源開発の電源や公営水力の電源(以下「電発等電源」という。)へのアクセスなど、コミットメント以前の既存の長期相対契約の問題についても明確に記載いただきありがとうございます(とりまとめ(案)13頁)。</p>	<p>文書案の「おわりに」に記載のとおり、旧一電等が出資していない事業者が保有する電源で、旧一電が長期契約により確保している電源については、内外無差別な卸売は求められないものの、小売市場における競争的環境の持続性を確保するといった基本的な考え方を踏まえると、その電源アクセスの改善は重要な課題であると考えます。今後とも、これら</p>

<p>内外無差別な卸売の取組の推進によって、コミットメント事業者の保有する電源へのアクセスについては、以前よりも整備されてきていますが、他方で、電発等電源へのアクセスについては、改善の余地があるものと認識しています。</p> <p>従前より、貴委員会におかれても、例えば、電発電源については、「小売全面自由化以前に稼働済の電源について、小売全面自由化以降にも、引き続き基本協定に基づき排他的な受電を受けることは、新電力による競争力のある電源を調達する機会を制約し、ひいては、新電力の事業機会の拡大を困難にし、競争環境によっては、競争を歪める可能性があると考えられる。」といった課題の整理がされているところと認識しております（競争的な電力・ガス市場研究会（第5回）資料3 電発電源の切り出しに関する論点「3. 競争政策上の課題」）。</p> <p>また、公営水力の電源についても、これまで、「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」（平成27年3月）が整備され、貴委員会にて継続的にフォローアップをいただいているところと認識しております。しかし、まだ切り出しの余地があると考えています。</p> <p>第98回制度設計専門会合で新電力のオブザーバーからの電発等電源へのアクセス環境改善の要望に対しては、これらの電源アクセスの改善に向けて何ができるかについては今後検討していく旨を貴委員会事務局からコメントいただきました。</p> <p>電発等電源については、既存契約が存在することから、電源へのアクセスを開放するための方策としては、従来取り組まれてきた、電発等電源を保有する事業者と旧一般電気事業者との間の電力受給契約の解除を促す方策では限界があると考えております。</p> <p>そのため、電発等電源を一旦旧一般電気事業者が卸売りを受けることを前提としつつも、当該電源は、自由化前に総括原価の下で建設された電</p>	<p>長期契約の見直し状況の定期モニタリングの実施及び結果の公表などの取組も含め、電源アクセスの改善を図ってまいります。</p>
--	--

	<p>源であることを踏まえ、旧一般電気事業者が保有する電源と同等に取り扱う等、電発等電源へのアクセスの具体的な改善に向けた策を、是非ともご検討いただきたく存じます。</p>	
4	<p>・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） おわりに（P.13）</p> <p>・意見内容 P13. に電源開発の電源の切り出し（既存契約の見直し）および公営電気事業者による旧一電との長期契約の解消又は見直しに関する記載があるが、第98回制度設計専門会合において、電源開発の電源の切り出しについては依然として進んでいないことから、定期的なモニタリングを実施する場合には、量の観点に加え、取引価格や期間、通告変更オプションの有無やその変更可能量・変更期限など、既存契約の条件面のモニタリングを求める意見があったことを記載いただきたい</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 第98回制度設計専門会合において上記の指摘がなされたが、電源開発の電源の切り出しおよび公営電気事業者による旧一電との長期契約の解消又は見直しは、電源アクセス改善の観点から重要であるため</p>	
内外無差別と電源投資に対するインセンティブの関係		
5	<p>【意見3】 （該当箇所） p13?14 「おわりに」 （意見内容） 内外無差別を徹底することにより、電源投資のインセンティブを削ぐ、燃料調達の不確実性とリスクを高める、ひいては電気の安定供給に悪影響が及ぶ懸念が、審議会で指摘されている。今後、GX/DXが推進されていく中で、</p> <p>・電源の脱炭素化等に資本集約的な大規模投資を必要とすること</p>	<p>御意見については、本意見募集（第45～98回制度設計専門会合における内外無差別な卸売に関する議論を整理した文書）の対象外となります。その上で、電源投資を確保するためには、投資回収の予見性が確保されることが重要であると考えています。</p> <p>内外無差別の取組は、電源の大宗を旧一電が保有する中で、旧一電内における発電部門から小売部門への不当な内部補助を防止し、電源アクセスの公平性を確保することで、競争の持続性を確保するために実施して</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・電力需要が増大することが想定されること ・自然変動電源の拡大などにより、火力燃料調達の不確実性が増すことが想定されることを踏まえれば、この指摘は重要である。課題として記載すべきである。 <p>(理由)</p> <p>該当する審議会の意見は次のとおり。(各審議会の議事録より引用)</p> <p><第64回基本政策分科会 遠藤委員></p> <p>「最後に、内外無差別問題についてなんですが、寺澤委員も仰せでしたが、どこまで旧一般電気事業者に外への公平供給の義務を課すのか、この制度も電源投資へのインセンティブをそぐものだと思っています。事業者が多年で長期に及ぶ投資、事業リスクを一方的に負うのは問題です。」</p> <p><第69回電力・ガス基本政策小委員会 大橋委員></p> <p>「2点目ですが、価格のヘッジが進む一方で、数量に対しては、ヘッジが効かないということも明らかになったんだと思います。そもそも我が国は燃料に乏しくて、調達の量とタイミングを計画的に行ってきたわけです。地域独占と総括原価というのはそうした燃料調達にフィットした制度だったということだと思います。燃料調達の計画性の課題が十分に解消されないまま自由化したということで、この点の齟齬が燃料調達に起因する安定供給の課題を浮き彫りにしたというのが、2021年の秋頃だったんじゃないかなと思います。この点と、kWの投資不足は恐らく密接にリンクをしていて、内外無差別によって小売と発電を価格で切り離すということが、燃料調達を行う事業者の量における不確実性とリスクを高めたということなんじゃないかと思っています。」</p> <p>また、自分は、例えば次のようなメカニズムにより、内外無差別が安定供給に支障をもたらす可能性があると考えている。</p>	<p>いるものであり、その理念自体が、投資回収の予見性を損なうことには当たらないと考えています。</p> <p>他方、現在の内外無差別の取組が電源投資に対して影響を与えているという御意見があることは承知しておりますが、一般論として、再エネの導入拡大に伴う市場価格の下落等も電源投資の予見性を低下させていると認識しております。</p> <p>政府としては、既に、電源投資の予見性を確保するため、長期脱炭素電源オークションを含む容量市場を導入しています。</p> <p>電力システム改革の目的の1つである「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する」の観点から、引き続き、内外無差別の取組を進めてまいります。資源エネルギー庁の審議会でとりまとめた「電力システム改革の検証結果と今後の方向性」も踏まえて、今後、必要な見直しを検討してまいります。</p>
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・電力システム改革後の発電市場は、誰でも参入出来る市場であるが、発電設備の建設・運転・燃料確保は相応にリスクを伴う事業である。したがって、内外無差別の徹底により、電源を保有していなくても、旧一電等が保有する電源を持ち主と同等の条件で契約できるのであれば、多くの新電力はあえてリスクを負って電源を新設しようとはしないだろう。 ・旧一電等についても、彼らが内外無差別を強く要請されてるのは、多くの電源を保有し、発電部門における支配的事業者とみなされているからであるから、わざわざ発電事業に関わるリスクを負担して、わざわざ自由に売り先を決められない供給力を増強して、わざわざ支配的事業者であり続けようとするインセンティブはないだろう。 ・旧一電等による電源の立地地域においては、地域の低廉安定な電力供給に貢献するならとして、迷惑施設が受け容れられてきた経緯がままある。しかるに、内外無差別を徹底すれば、旧一電等の電源を誰が活用するのか不透明になり、地域の安定・低廉な電力供給との関係は希薄なものになる。電源の新設時などにおいて立地地域との関係に良くない影響が及ぶことも考えられる。 	
6	<p>○エネ庁の基本政策分科会や電ガ小委において、複数の有識者委員から、内外無差別な卸売によって、小売事業者の電源アクセスが容易になることで、発電事業者（支配的事業者及び新規参入者双方）の中長期的な新規電源投資へのインセンティブに悪影響を与えるのではないかという意見や、内外無差別の対象電源は総括原価で建設した電源に限って、新設電源は対象外とするのも一案ではないかという意見が出されていることにも留意が必要と考えます。</p> <p>○内外無差別な卸売は、短期的には小売市場の競争を促進する効果は期待できるものの、小売事業者が口を開ければ電源が調達できるような環境が続くことは、中長期的な安定供給の確保や電力ビジネスの発展とい</p>	<p>内外無差別な卸売等のコミットメントの背景には、エリア内に多くの電源を保有するコミットメント対象事業者は、当該エリア内で市場支配力を有するため、当該電源へのアクセス機会の公平性を確保することが必要であるといった考え方があります。</p> <p>文書案の「対象電源の考え方」にも記載のとおり、火力電源入札の落札電源、域外需要向けの域外電源、オフサイトPPAにおける新設電源、そして第4回制度設計・監視専門会合にて整理した自家消費用電源、FIT電源、経過措置電源、規模僅少電源については、内外無差別な卸売の内外無差別な卸売の対象外としていますが、基本的に、内外無差別な卸売の対象電源について、新設・既設かによって変わるものではありません。</p>

	<p>う観点からは、必ずしも健全とは言い難い面もあると考えられ、その観点からは、内外無差別卸の対象となる電源を整理するにあたっては、「電源が建設された時期」も論点として考慮することが必要ではないかと考えます。</p>	
別紙 確認観点 A：交渉スケジュール		
<p>7</p>	<p>(検討期間について)</p> <p>内外無差別な卸売の取組みに関する確認観点 A として、「内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか」、また、「内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか」という点が挙げられています</p> <p>(「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方 (案)」(以下「とりまとめ (案)」という。17 頁)。</p> <p>上記評価項目に関連して、第 2 回制度設計・監視専門会合の資料 5・34 頁では、卸売の交渉スケジュールについて、「全社において、少なくとも 10 営業日以上の見込み期間を設定予定であることを確認した」、「次回 FU においても、実際に十分な見込み期間が確保されていたかについては、重点的に確認することとしたい」と記載されております。</p> <p>この点、これまでよりも見込み期間の日数が確保されるようになったこと自体は、内外無差別な卸売の取組みが改善されたものと認識しております。一方で、電力の取引規模によっては取締役会や社内決裁手続きを行うこともあり、取引量が大きくなり、取締役会による決議が必要となるようなケースなどにおいては、実際に検討する期間や上記の意思決定プロセスに鑑みると、10 営業日の見込み期間では必ずしも十分ではないケースも生じるようです。</p> <p>貴委員会では、これまでも FU の際に新電力へのアンケートなどを実施されているところですが、引き続き、新電力側の意見を丁寧にご確認いただき、10 営業日では見込み期間として不十分という具体的なケースが確認</p>	<p>交渉スケジュールについては、現時点では、制度設計専門会合での議論を踏まえ、公共入札の入札公告の基準等に鑑み、買い手に対して、少なくとも 10 営業日以上の見込み期間を確保しているかを確認しています。</p> <p>また、10 営業日以上の見込み期間が設けられていれば、内外無差別性が必ず担保されているのではなく、実質的に内外無差別であると評価できることが重要だと考えておりますので、交渉スケジュールについても、引き続きフォローアップで確認してまいります。</p>

	<p>された場合には、取締役会の開催ペースを考慮していただいた上でのご検討をお願いしたく存じます。</p> <p>今後とも、10日間の検討期間をもって定常的に内外無差別性が担保されていると評価するのではなく、新電力側の実態を丁寧にご確認いただき、ご対応いただくようお願いいたします。</p>	
8	<p>●該当箇所</p> <p>確認観点A：交渉スケジュール</p> <p>確認項目1：内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか（以下略）</p> <p>●意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「◎」「○」とされているエリアにおいて、募集時期等の情報が事前開示されず、感知できなかった事例があります。あらためて、内外とも同条件で行われているか確認をお願いしたい。 ・全国エリアを対象にしている新電力にとっては、年間スケジュールの事前提示をお願いしたい。 ・エリア毎のスケジュール、募集開始の通知方法などのバラつきが負担であり、各エリア統一方式としていただきたい ・各社の募集期間が総じて短く、十分な社内検討を行うことが難しい状況であり、大手電力グループ内も同条件であるか疑問に思います。仮に同条件であったとしても、グループ内外における手続条件の違いなど、実質的な効果に差が出る可能性があることまで踏み込んでいただきたい ・先般、あらためて「10営業日」を基準に確認いただいているが、当社ではそれでもなお短いとの認識であり、「10営業日」があたかもお墨付きとならないよう、各社実態を踏まえたいうでの確認をお願いしたい。 <p>●理由</p>	<p>旧一電等の交渉スケジュールについては、引き続きフォローアップにおいて、確認してまいります。</p> <p>交渉スケジュールについては、現時点では、制度設計専門会合での議論を踏まえ、公共入札の入札公告の基準等に鑑み、買い手に対して、少なくとも10営業日以上十分な検討期間を確保しているかを確認しています。</p> <p>また、10営業日以上検討期間が設けられていれば、内外無差別性が必ず担保されているのではなく、実質的に内外無差別であると評価できることが重要であると考えております。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力HDとJERAの単年卸について、募集時期等の情報が事前開示されず、当社で確認が出来た時点では募集期間終了間近（もしくは終了済）であったため、検討することができませんでした。 ・その他の卸入札についても、下記各社は事前情報開示がなく、当社側では募集自体の感知ができませんでした。 <p>＜募集自体が感知できなかったケース：2023年度入札実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京電力HD：長期卸、期中契約 東京電力EP：長期卸、期中契約 中部電力HD：長期卸、期中契約 中部電力ミライズ：長期卸、期中契約 北陸電力：期中契約 関西電力：期中契約 四国電力：期中契約 九州電力：期中契約 <ul style="list-style-type: none"> ・真に交渉スケジュールが内外無差別なものか、内外無差別であったとしても実質的に差別になっていないのか、条件の確認をお願いします。 ・年間スケジュールの事前提示やエリア間調整、方式統一については、事務負担軽減のためにも、善処願います。 ・募集期間について、契約期間の長さに比例して社内承認に必要な時間が長くなるため見送らざるを得ない案件が複数存在しています。当社では案件によっては3週間～3ヶ月程度必要との認識です。 <p>＜特に短い事例：2023年度入札実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 関西電力：単年卸 募集期間 10営業日 中国電力：複数年卸 募集期間 6営業日 	
9	<p>○経済産業省が2023年7月14日付で、旧一電等に対して実施した小売電気事業の健全な競争を実現するための対応についての指示への回答内</p>	<p>旧一電等の交渉スケジュールの公表時期や各社の公表に向けた検討状況については、例えば第79回制度設計専門会合（2022年11月開催）や第91回制度設計専門会合（2023年11月開催）、第2回制度設計・監視専門</p>

<p>容が、2023年8月開催の第64回電力・ガス基本政策小委で報告され、各旧一電等から24年度の公募卸の募集タイミングが公表されました。</p> <p>○しかし、24年度は23年度のような審議会での報告機会がなかったこともあるのか、各旧一電から事前に25年度の公募卸の募集タイミングの公表はなく、五月雨式に公表されている状況です。</p> <p>○事業者としては、公募卸への対応の検討の準備を円滑に進める観点からは、事前に募集タイミングの時期の目安が公表されることを希望しており、電取委からも各旧一電等に働きかけて頂くことを要望します。</p>	<p>会合（2024年10月開催）などのフォローアップにおいて確認し、審議会資料に記載することで公表してまいりました。引き続き、審議会において、旧一電等の交渉スケジュールの公表時期等を公表してまいります。</p>
<p>別紙 確認項目 M：小売価格への反映</p>	
<p>10 ■意見 1</p> <p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P.26：確認観点 M：小売価格への反映 ・ 確認項目 31：標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む）に反映されているか <p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達価格が適切に小売価格に反映されているかの評価について、事業者全体の加重平均単価を用いた評価だけではなく、電圧・メニュー毎に区分して、それぞれの小売単価と調達価格（電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）を比較する形へ評価基準を見直すことを検討いただきたい。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の評価方法は、各旧一電小売全体の小売平均単価（規制部門含む）と調達単価（電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）との比較であるため、特定の領域（電圧・メニュー）においてプライススクイズ等が行われる可能性があります。例えば、低圧向けの小売単価を 	<p>内外無差別な卸売等のフォローアップにおいて、文書案の「確認観点 M：小売価格への反映」に記載のとおり、社内取引（単年卸、長期卸及び期中卸）並びに社外取引（他社相対卸及び市場取引等）の全てを含めた調達価格（加重平均単価）と小売価格との大小関係を、小売価格について全電圧の加重平均単価を用いて確認しています。そのうえで、技術的などのように電圧別・メニュー毎に区分し評価するのかといった課題や、自由料金の設定については旧一電小売各社の経営戦略であるという側面もあると考えます。具体事例がございましたら、検討を深める材料の一つとなり得るため、情報提供いただければと考えます。</p>

	<p>他社が追従できないレベルへ引き下げ、高圧向けの単価を引き上げて内部補助することで低圧領域でのプライススクイズが行われたとしても、当該事業者全体の小売平均単価は調達単価との比較で評価基準を満たす結果となるため、把握ができない状態にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各領域それぞれにおいて、公平な競争環境となっていることを評価可能とするためには、電圧・メニュー毎に区分して詳細に評価することが必要と考えます。 ・なお、電圧・メニュー毎に区分して評価する際には、電圧・メニュー毎の調達価格をどのように算定するかが課題となるため、その算定方法について議論が必要であると考えます。 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） <p>確認観点 M：小売価格への反映 評価基準（P. 27）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見内容 <p>◎評価の基準として、『小売平均単価（規制部門含む）＞（電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）』となっている、又は供給条件の差異を適切に補正すること等で、『小売平均単価（規制部門含む）＞（電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）』となることが確認された」、とされている。審議会における議論では、実態として、特定の電圧区分や負荷率帯で小売単価と調達単価（電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）の逆転現象が疑われる事例が指摘され、電圧区分ごとの評価への変更を求める声が上がったことを記載いただきたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） <p>第 98 回制度設計専門会合において上記の指摘がなされ、一部の電圧帯で利益を出し、その利益を他の電圧帯に付け回しているのではないか、という懸念が示されたことから、追記を求めるもの</p>	

<p>12 ●該当箇所</p> <p>はじめに</p> <p>このため、小売市場における競争を持続的に確保する上では、中長期にわたり、電源アクセスのイコール・フットィングが確保されることが重要となる。</p> <p>仮に、電源アクセスに関する取引条件について、旧一電の小売部門と新電力との間で公平な環境が整備されず、旧一電の発電部門が同グループの旧一電の小売部門に対して電源調達に当たって不当な内部補助を行い、内部補助を受けた同小売部門が廉売を行うことにより、同小売部門の小売市場における地位の維持又は強化につながる場合には、小売市場における競争の持続性に影響を及ぼし得る。</p> <p>●意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴委員会におけるプライススクイーズの判断基準について、明確にしてください。 ・プライススクイーズ検証のため、卸オークションの約定価格に関する情報開示をお願いしたい。 <p>●理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「確認観点 M：確認項目 31」にて、調達価格が適切に小売価格に反映されているかどうかの評価が行われています。ここで、◎もしくは○がついたエリアはプライススクイーズが起きていないということなのか、又は別の評価・検証を行うのか、伺うものです。（参考：下記のとおり） ・また、プライススクイーズ検証にあたって、卸売価格の公表が重要と考えます。卸オークションの場合、不落到った事業者の場合、いくらだったか約定できたのか知りえません。常時バックアップやベースロード市場はいくらで調達できるのか開示されています。常時バックアッ 	<p>確認項目 31 は、調達価格が適切に小売価格に反映されているかについて確認するものです。</p> <p>第 64 回電力・ガス基本政策小委員会において、内外無差別な卸売が行われていたとしても、卸価格がつけ上げられて高すぎないか、プライススクイーズが起きていないかを監視する必要があるとの指摘があったことを踏まえ、第 89 回制度設計専門会合（2023 年 9 月開催）において、本確認項目において「小売価格 ≤ 調達価格」となっている場合に、不当な内部補助が疑われることから、売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不当に高く設定されていないかを確認すると整理しています。</p> <p>卸オークションの実施者は発電事業者であることや、同卸オークションにおける約定価格は、オークションに参加する各事業者の入札戦略にも関わるものであることから、電力・ガス取引監視等委員会が開示できるものではないと考えます。</p>
---	--

	<p>プの休止が相次ぎ、ベースロード市場もいつまで続くか不透明な中、取引価格の相場がみえなくなることを強く懸念します。</p> <p>●参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見募集対象資料「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（案）」_P26-27 ・確認観点 M：小売価格への反映 <p>➤ 確認項目 31：標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む）に反映されているか</p> <p>☆評価基準</p> <p>◎評価：「小売平均単価（規制部門含む） > （電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）」となっている。又は供給条件の差異を適切に補正すること等で、「小売平均単価（規制部門含む） > （電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）」となることが確認された</p> <p>○評価：合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む） ≤ （電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）」となっていることは確認されなかった</p> <p>×評価：合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む） ≤ （電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）」となっている</p> <p>☆評価に当たっての留意事項（略）</p>	
13	<p>●該当箇所</p> <p>確認観点 M：小売価格への反映</p> <p>確認項目 31：標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む 19）に反映されているか（以下略）</p> <p>※非化石証書調達単価関係</p> <p>●意見内容</p>	<p>「標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む 19）に反映されているか」について、引き続きフォローアップにおいて確認してまいります。</p> <p>「高度化法義務達成市場のオークション及び証書の相対取引の結果」については、本意見募集（第 45～98 回制度設計専門会合における内外無差別な卸売に関する議論を整理した文書）の対象外となります。</p>

・非化石証書の相対取引についても、内部取引の価格が調達価格へ反映されているか検証いただいているものとの認識していますが、グラントファザリング制度との関係を含め、継続して確認をお願いしたい。

・「高度化法義務達成市場のオークション及び証書の相対取引の結果」では、市場投入予定量、市場入札の有無、内部取引価格の設定の状況等が明確になっておらず、内外無差別のフォローアップの監視とともに、審議会への報告前提にて、これら状況等の確認をお願いしたい。

●理由

・大手電力において「2社は外部取引実績が無い」及び「5社は内部取引について、非化石価値部分の価格設定が行われていない」等が明らかになりました。(参考：①)

・これを踏まえ、非化石証書の内部取引分も小売価格に反映すべきコストとして認識することを求め、確認を行うと整理されたとの認識です。

・「東京電力グループ、中部電力グループにおいては、グラントファザリングの制度に則り、GF 基準値の範囲内において、グループ内の既存の長期契約において電気とセットで受渡すことが定められていることから、非化石証書単独での費用認識はしていない（電気と一体の費用として認識している）という説明があった」にもかかわらず、「M. 小売価格への反映」に係る結果として、「◎」又は「○」となっています。(参考：②)
なぜそういう評価となったのか不明ですが、継続確認が必要との認識です。

・関連して、「高度化法義務達成市場のオークション及び証書の相対取引の結果」についても、市場支配力を有する事業者を監視する観点から、審議会への報告前提での確認をお願いするものです。

●参考

	<p>①制度検討作業部会(第 85 回) (令和 5 年 10 月 31 日開催) 資料 5-1_「非化石価値取引市場 (高度化法義務達成市場) 2022 年度オークション及び証書の相対取引に係る監視結果の報告」_P16 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/085_05_01.pdf#page=17</p> <p>②制度設計専門会合 (第 98 回) (令和 6 年 6 月 25 日)_資料 7-1「現時点における旧一般電気事業者及び JERA の内外無差別な卸売の評価結果 (案) 等について_P75 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/098_07_01.pdf#page=75</p>	
14	<p>■該当箇所 第 1 内外無差別な卸売等のフォローアップに至る経緯 2 内外無差別な卸売等のコミットメントに関する議論 (2) コミットメントの内容</p> <p>■該当文章 第 46 回制度設計専門会合 (2020 年 3 月開催) における、「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であるといった議論を踏まえ、監視等委は、2020 年 7 月 1 日、旧一電等に対して、I、中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外及びグループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと、II、小売について、社内 (グループ内) 取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うことの 2 点について、コミットメントを要請するとともに、併せ</p>	<p>御指摘の確認項目 31 について引き続きフォローアップにて確認してまいります。</p> <p>自由料金の設定については旧一電小売各社の経営戦略であるという側面もあると考えます。具体事例がございましたら、検討を深める材料の一つとなり得るため、情報提供いただければと考えます。</p>

て、上記 I 及び II を確実に実施するための具体的な方策を監視等委へ報告するよう求めた。

■意見内容

・小売営業活動において、旧一電の自社・グループ内小売事業者が特に大口の特高・高圧である需要家に提示する単価が、本来の内外無差別な卸売価格が原価の場合、採算の合わない単価で提示されている事例が散見される。

・従って、(別紙) 確認項目 31 (p. 26, 27) において、「標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格に反映されているか」が記載されているが、このような事例が発生していることを踏まえ、特に本確認項目については、継続的に実態を踏まえた評価の実施をお願いしたい。

・また、内外無差別な卸売のさらなる透明性を確保するため、オークションにおける売量のうち、約定量の割合や、未約定分の取扱いについての適切な情報開示をご検討いただきたい。

・発電側課金にかかるコストについても、本案への記載はないものの、第 89 回 制度設計専門会合・容量市場関連費用等における不当な内部補助防止策の考え方について」で取り上げられている以下二点について継続的な評価をお願いしたい。

I、卸取引において内外無差別な条件で卸売されていること

II、小売取引において、発電側課金が転嫁された電源調達コストが適切に小売価格へ反映されていること

別紙 過去の評価例	
<p>15 【意見 2】 (該当箇所) P28 確認項目 4 四国電力の事例 (意見内容) 「四国電力の社内取引について、小売部門の規制需要相当分（小売部門の規制需要相当分について、料金原価相当の価格水準にて実施する社内取引分）については、合理的な理由なく、発電部門が自社の小売部門向けに電源を確保している事例に該当する」との整理が紹介されているが、この整理には疑問があり、再考すべき。 (理由) 四国電力は、2023 年度向けの小売電気事業者向け卸売電力の公募において、同社小売部門の規制需要相当分について、供給義務の履行に必要な供給力を料金原価相当の価格水準であらかじめ確保することとしていた。これに対する監視等委の見解は次のとおりである（第 86 回制度設計専門会合資料 5 の p27）。 「規制料金について、発電部門と小売部門が一体となっている事業者においては、両部門における原価を合算し、発販一体で総括原価に基づく料金設定が行われている。規制需要相当分について、社内取引価格がプライスベースであっても、あるいは、小売部門が社外から調達を行ったとしても、発販一体でとらえれば適正な費用回収は可能であり、規制料金が発販一体のコストベースで算出されていることをもって、規制需要相当分をコストベースで社内確保する必要がある、とは言えない。ついで、この点に関しては合理的な理由なく、発電側が自社小売向けに電源を確保している事例に該当するのではないかと。」 この見解の中の「規制需要相当分について、(中略) 小売部門が社外から調達を行ったとしても、発販一体でとらえれば適正な費用回収は可能」</p>	<p>2023 年 6 月の第 5 回フォローアップにおいて、電力・ガス取引監視等委員会では、旧一電等の実施する内外無差別な卸売の評価に当たって、四国電力については、同社発電部門において、自社小売の規制需要相当分の電力をあらかじめ確保していたことから、内外無差別の観点から合理的ではないと評価しています。 これは、自社発電部門においてあらかじめ電力を確保せずとも、自社の小売部門が発電部門から電力を調達するケースでは、その調達価格がコストベースかプライスベースかにかかわらず、発販一体で捉えれば適切な費用回収は可能であるとの考えに基づくものでありました。 当時、委員会では、委員の指摘を踏まえて、「小売部門が社外から調達を行ったとしても、発販一体でとらえれば適正な費用回収は可能」との見解を示していますが、一部を社外から調達するようなケースでは、その調達価格によっては、結果として、必ずしも適切な費用回収が可能とは言いきれない場合もあるとの指摘は理解します。 他方で、2023 年 6 月 27 日に実施した制度設計専門会合における第 5 回フォローアップでは、自社小売の規制需要相当分の電力をあらかじめ確保することの理由の合理性が認められないといった委員の意見を踏まえ、当時の判断に至っております。具体的には、規制需要相当分について、自社発電部門が自社小売向けにあらかじめ確保する場合と、あらかじめ確保せずに、自社小売部門がその時点における費用回収の見込みに基づいて、入札等を行う場合とを比較すると、これら 2 つのケースについては少なくとも同程度に費用回収が実現できる可能性があることから、自社小売部門向けにあらかじめ確保する合理性が認められないという判断に基づいています。</p>

は間違っていると思われる。その理由について、簡単な例をあげて、反証を試みる。

- ・エリアが隣接する旧一電 A 社及び B 社を仮定する。
- ・A 社及び B 社の発電コストは、適正な事業報酬を含めてそれぞれ 15 円/kWh、20 円/kWh であり、両社の規制料金の発電費相当部分もこれらと同水準に設定されている。

以上の前提の下で；

- ・A 社発電部門が規制需要相当分の先取りをせずに卸売電力の公募を行い、新電力 C 社が相当量を落札し、その価格が 17 円/kWh であったとする。
- ・C 社は A 社よりも発電コストが高い B 社のエリアで、購入した電気を原資に小売供給を行う。17 円/kWh で仕入れた電気を 19 円/kWh で販売しても、B 社のエリアでは競争力がある。
- ・A 社小売部門は C 社による落札により、自社需要に対する供給力が不足し、不足分を社外から調達する必要が生じる。そのとき、A 社小売部門が購入可能なのは、C 社が進出することにより、B 社発電部門で余剰となった 20 円/kWh の電気である。
- ・この場合、A 社小売部門の収支は、発電部門の卸売電力の公募により生じた余剰の利益 2 円/kWh (=17-15) が控除収益となって費用削減に貢献する一方、公募により他エリアに流出した電力量と同量の電力量を高値で購入した影響で、5 円/kWh (=20-15) だけ費用が増加する。2 円/kWh < 5 円/kWh であるので、A 社小売部門の収支は悪化する。すなわち、適正な費用回収ができていない。

想像するに、監視等委は経済学の教科書に出てくるような理想的な市場、具体的に言うと市場価格が単一の価格に収れんしている市場を想定していたのではないか。つまり、公募による販売価格 17 円/kWh と同一の価格で流出した供給力を補うことができるなら、「小売部門が社外から調

こうした点も踏まえつつ、旧一電等による自社小売の規制需要相当分に係る内外無差別な卸売の評価に当たっては、今後、更に検討を深めてまいりたいと存じます。

達を行ったとしても、発販一体でとらえれば適正な費用回収は可能」である。しかし、現実の市場、特に相対契約の市場では、通常は売買価格は多様である。

まとめると、監視委の見解は卸電力市場が同一の価格に収れんすることを前提としていると思われるが、それは現実の市場では成立し難いので、この見解の説得力には疑問を持つ。

(補足) 「適正な費用回収は可能」の解釈について

監視等委の見解の中の「発販一体でとらえれば適正な費用回収は可能であり」について、文理解釈上は、(ア)常に適正に費用回収できる、(イ)適正に費用回収ができることもある、の両方に解釈し得るが、上記意見は(ア)の意味であることを前提としている。意見中で掲げた例に即して言えば、

X: A社発電部門が新電力Cに対する高値卸売により得た利益

Y: A社小売部門が自社内で不足した供給力を社外から高値調達することによる損失(あるいは逆ザヤ)

として、 $X=Y$ が常に確保されるのであれば、四国電力の行為を合理的な理由がないと断じることが理解できるからである。しかし、「 $X=Y$ が常に確保される」は経済学の教科書の中はともかく、現実の市場では成立し難いことを上記意見では指摘した。

他方、仮に、監視委の意図が、(イ)であるとすれば、かつて限界費用玉出しをめぐる行われた次のような問答が想起される。

P「スポット市場に固定費を含まない限界費用により売り入札をすれば、電源の固定費が回収できない」

Q「スポット市場はシングルプライスオークションであるので、市場価格は必ず当該電源の限界費用以上となるので、その差分によって固定費は回収できる」

	<p>シングルプライスオークションの市場では、必ず「市場価格\geq落札電源の限界費用」となるが、この差分が回収すべき固定費を満たす額になる保証はない。すなわち、Qの回答は(イ)の意味である。そして、この議論をもって、大手電力に限界費用玉出しを求めるのは、粗雑であり無責任に過ぎる。実際、このようにした結果、固定費回収が見通せない火力電源が退出し、電力需給不安を招いている。</p> <p>同様に、監視等委が(イ)すなわち「Xが控除収益になることでYが(ある程度)緩和される」程度の根拠で、四国電力の行為を合理的な理由がないと断じたとすれば、これも粗雑に過ぎるのではないか。四国電力は、内外無差別に伴って規制需要への供給に生じる新たな収支のリスクを回避しようとしたわけであり、これは合理的な理由であると思料する。</p>	
内外無差別な卸売の取組の検証		
16	<ul style="list-style-type: none"> ・旧一電の内外無差別な卸売等のコミットメントに対する7回に渡る精緻なフォローアップにより、旧一電による内外無差別な卸売に向けた取組は着実に進展していると実感している。監視等委事務局殿のこれまでにご尽力に敬意を表したい。 ・引き続き、内外無差別な卸売に向けた取組そのものの検証を継続的に実施頂くことは重要と考えるが、内外無差別な卸売によって、旧一電の小売部門と新電力の電源調達のコスト性は担保できたとしても、結果的に旧一電等の発電部門に利益が溜まるような構造になっている可能性も考えられる。 ・その観点からは、今後は、旧一電の発電部門と小売部門それぞれの管理会計を詳細に分析した上で、内外無差別な卸売によって、プライスリーダーである旧一電の小売部門の収益性にどのような変化を与え、それが旧一電の小売部門の電気料金の水準にどのような影響を及ぼすか等、最終的な政策目的である需要家利益の向上に寄与するかどうかの検証をより重視すべきである。 	<p>今後とも、卸市場において市場支配力を有する旧一電等による、小売市場における競争を歪曲するような不当な内部補助が行われていないか、電源アクセスのコスト・フットパニングが確保されているかという点を中心に、フォローアップにおいて、確認してまいります。</p>

17	<p>●該当箇所</p> <p>おわりに</p> <p>これまで、制度設計専門会合をはじめとする様々な議論を通じて、内外無差別な卸売等のコミットメントの内容をより具体化し、精緻化するとともに、それらに基づくフォローアップを実施してきた。これにより、直近の第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）では、10エリア中6エリアについて、現時点で内外無差別が担保されていると評価するなど、旧一電等による内外無差別な卸売に向けた取組は、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社小売も他の小売電気事業者と同様に対等な立場で入札に参加していることや、第三者が運営する電力取引のプラットフォーム上の卸販売等も含めて、各事業者が単年卸や長期卸において各々に工夫をこらした卸標準メニューを設計し、販売するといった対策が取られている ・グループ内の小売電気事業者との間で、コミットメント以前から契約を締結している事業者については、既存契約満了以降の受給年度を対象に、内外無差別な卸売を進めているといった事例が見られる ・内外無差別な卸売に向けた取組を進めた結果、過去と比較して社外の小売電気事業者への卸販売が大きく増加するにとどまらず、自社の小売部門へ販売する商品と同条件の商品について、社外の小売電気事業者に対してより多く販売する事業者も存在している <p>など確実に進展している。また、容量市場や長期脱炭素電源オークションといった新たな制度の導入に併せて、内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく監視の方法についても、容量市場収入の控除の考え方の確認や長期脱炭素電源オークションにおける価格規律の監視といった必要な検討及び整理を行ってきた。さらに、需要家主導による再エネ等の導入や共同出資による電源建設の増加といった状況変化に応じて、それら取組趣旨を十分に踏まえ、内外無差別な卸売の推進とそれら取組が両</p>	<p>内外無差別な卸売が競争の進展に与えた影響について、内外無差別な卸売の取組の寄与分を示すことは難しいと考えています。</p> <p>なお、理由においてご参照いただいている、新電力シェアの上昇がみられるとの報告</p> <p>(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/082_03_00.pdf#page=2) については、「内外無差別な卸売の成果としての説明根拠」として示されたものではありません。</p> <p>また、御指摘いただいた点は、フォローアップにおいて、旧一電及びJERAの供給力の行き先の推移を提示しております。</p>
----	--	--

者共存できるように、例えば、内外無差別な卸売の対象電源の整理といった形でフォローアップの在り方を検討し、整理してきた。

●意見内容

- ・内外無差別な卸売が、競争の進展にどのような影響を与えたのか、について検証し審議会でご議論いただきたい。
- ・その際、内外無差別な卸売を担保された取引量が、日本の総需要の何%に対するものなのかを明確にしていきたい。

●理由

- ・10 エリア中6 エリアで内外無差別が担保されていると評価されたにも関わらず、内外無差別な卸売が競争を進展させたという客観的なデータが伴っていないとの認識です。
- ・新電力シェアの上昇がみられるとの報告がありましたが、これは内外無差別な卸売の成果としての説明根拠が不十分です。市場連動メニューの販売競争による影響も十分考えられます。報告資料への明確な根拠を記載願います。(参考：①)
- ・一方で、販売実績のある新電力の数の減少が続いている。(参考：②)
- ・大手電力による域外進出も進んでいません。(参考：③)
- ・競争の進展に寄与していることが確認できないままに、内外無差別が進展しているという評価はなされるべきではないと考えます。
- ・日本の総需要の35%程度がJEPXで調達されていますが、残り65%の内のどれくらいが、内外無差別な卸売の対象とされるのかを明確にすることは、競争影響評価にあたって不可欠なことだと考えます。(参考：④)

●(参考)

	<p>① 第82回 電力・ガス基本政策小委員会（令和6年10月29日）_資料3「電力小売全面自由化の進捗状況について」_P2 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/082_03_00.pdf#page=2</p> <p>② 同資料_P8 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/082_03_00.pdf#page=8</p> <p>③ 同資料_P3 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/082_03_00.pdf#page=3</p> <p>④ 同資料_P14 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/082_03_00.pdf#page=14</p>	
18	<p>●該当箇所 P4：足下の電力・ガス基本政策小委員会等では、脱炭素電源投資を促すための更なる措置や、電源調達における小売電気事業者の創意工夫を促す市場環境整備について議論されており、需要家や地域の脱炭素電源の調達のニーズ等も考慮した、発電事業者と小売電気事業者等によるPPAも含む現物での長期取引の活用も期待されている。こうした状況も踏まえ、内外無差別の評価の考え方については必要に応じて変化させていくものであり、今後の制度設計・監視専門会合等における審議の結果、変更が生じ得るものである点に留意が必要である。</p> <p>●意見内容 ・意見1で述べた「内外無差別な卸売が競争に与える影響の検証」が為されず、その分析や結果も示されないまま、内外無差別な卸売の功罪のみが取り上げられ議論される事態を危惧する。</p>	<p>内外無差別の取組は、卸市場において市場支配力を有する旧一電等による、小売市場における競争を歪曲化するような不当な内部補助の防止や、電源アクセスのイコール・フットィングの確保を目的としており、引き続きその目的のもと、取組を続けてまいります。</p>

・電力システム改革以前の地域独占体制に戻りすることはないという不退転の決意を示していただきたい。

●理由

・すでに審議会資料に「GXの産業立地政策を阻んできたのが内外無差別原則だといわれる」「内外無差別制度が電源投資へのインセンティブをそぐものだと思っている」「電力システム改革がもたらした負の要素がまたあると思う」「地域独占も失われた結果、エネルギー基本計画を議論しているところだが、実効性のあるものにする難易度は上がっていると思う」という発言の記載がみられます。(参考：下記のとおり)

・内外無差別な卸売は未完であると認識しています。その評価も終わっていません。審議会における自由な発言を妨げるつもりはありませんが、そのような状況下で、内外無差別原則(制度)の規律の在り方に関わる資料記載については、慎重に対応願います。

・当社は、発電・送配電・小売にアンバンドルし、各事業をオープンな市場でつなぐという電力システム改革の方向性に賛同しています。道半ばとはいえ、この道を後戻りすることのなきよう強く望むものです。

●参考

・第83回電力・ガス基本政策小委員会(令和6年11月20日開催)_資料6

「事業者期待される役割・取組の方向性とこれまでの御指摘等を踏まえた検討事項～電力システム改革の検証～」_P65

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/083_06_00.pdf#page=65

実質的な競争条件の差異	
<p>19 ■意見 2</p> <p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P. 17：確認観点 B：卸標準メニュー ・ 確認項目 3：内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか <p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸標準メニューに、旧一電小売と新電力の事業規模や事業特性の違いにより、契約条件による実質的な効果の差が生じていないか評価いただきたい。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年 1 月 17 日に公正取引委員会が公表した「電力分野における実態調査（卸分野）について」において、「旧一電発電が、旧一電小売と新電力とで同一条件を設定した場合であっても、旧一電と新電力の事業規模や事業特性の違いにより、異なる効果を生じさせることがあることから、契約条件による実質的な効果の差についても留意する必要がある」との指摘がされています。 ・ 旧一電小売は、各エリアで高いシェアを有するため事業規模が大きく、また特高・高圧・低圧の全領域の需要を有するという事業特性があります。一方の新電力は、旧一電小売より事業規模が小さく、また高圧中心であったり、低圧中心であったりなど、事業者によって特性があります。これらの事業規模や事業特性の違いにより、旧一電小売と新電力では、卸メニューに対するニーズが異なることがあるため、卸標準メニューの公表や契約条件が同一条件であるかだけでなく、卸標準メニューが旧一電小売の事業規模や事業特性に対して有利な条件となっていないか評価いただく必要があると考えます。 	<p>内外無差別な卸売の取組は、卸市場において市場支配力を有する旧一電等による、小売市場における競争を歪曲化するような不当な内部補助の防止や、電源アクセスのイコール・フットィングの確保を目的としており、引き続きその目的のもと、取組を続けてまいります。</p> <p>また、既に御指摘の趣旨を踏まえ、評価基準を設けております（例：確認項目 20：最低購入単位）。</p>

20	<p>●該当箇所 P17-28（別紙）</p> <p>●意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各確認項目について、以下の見直し検討をお願いしたい。 <p>①形式的には内外無差別であっても、「◎」や「○」とする場合には、新電力への実質的な効果を踏まえたものとする事</p> <p>確認観点 A：交渉スケジュール</p> <p>②確認結果が「○」の場合、公表時に「合理的な理由」として、大手電力グループ内外で実質的な差が無いことを具体的に付記すること</p> <p>確認観点 B：卸標準メニュー</p> <p>確認観点 C_確認項目 11：社内外で卸取引の担当部門が同一か</p> <p>確認観点 D：オプション価値</p> <p>確認観点 E：転売禁止</p> <p>確認観点 F：エリア内限定の供給等</p> <p>確認観点 G：価格以外の評価基準（与信評価及び取引実績評価）</p> <p>確認観点 H：一律の価格（体系）での販売に特有の確認項目</p> <p>確認観点 I：入札制に特有の確認項目</p> <p>確認観点 J：ブローカー制に特有の確認項目</p> <p>確認観点 K：相対交渉に特有の確認項目</p> <p>確認観点 L：相対卸契約価格（結果）</p> <p>確認観点 M：小売価格への反映</p> <p>●理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公取委からは、「旧一電発電が旧一電小売と新電力とで同一条件を設定した場合であっても、それぞれの事業規模や事業特性の違いにより、契 	<p>内外無差別の取組は、卸市場において市場支配力を有する旧一電等による、小売市場における競争を歪曲するような不当な内部補助の防止や、電源アクセスのイコール・フットィングの確保を目的としており、引き続きその目的のもと、取組を続けてまいります。</p> <p>交渉スケジュールについては、制度設計専門会合での議論を踏まえ、公共入札の入札公告の基準等に鑑み、買い手に対して、少なくとも10営業日以上十分な検討期間を確保しているかを確認しています。</p> <p>また、合理的な理由の判断については、個社の機微な情報を扱っており、より詳細な記載は控えさせていただきます。ただし、合理的であると判断した理由については、フォローアップにおいて提示しておりますので、そちらをご確認ください。</p>
----	---	---

約条件による実質的な効果の差が生じていることに留意すべき」旨のコメントや発言があります。(参考：下記のとおり)

・また、確認項目において「合理的な理由」は主観性が高く、新電力等関係者からは客観的な理解が難しいところがあります。何をもって確認したかなど、競争環境の維持につながるよう、コメント内容をより充実させていただきをお願いします。

●参考

・公正取引委員会 HP

電力分野における実態調査（卸分野）について(令和6年1月17日)

(P68-69)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/chouseika/240117houkokusyo.pdf#page=72>

第5 電源アクセス機会の確保及び相対取引に関する独占禁止法・競争政策上の考え方

1 (総論) 新電力の電源アクセス機会の確保及び相対契約による契約条件の是正

(4) 相対契約による契約条件の是正

旧一電発電が、相対取引における契約条件について、自社グループの旧一電小売に比して新電力に対して不利な条件を設定した場合には、新電力は、旧一電小売に比して、電源調達において競争上不利となり、小売分野における競争で劣後することとなる。

電取委による内外無差別な卸売に係る取組は、卸分野における旧一電と新電力のイコール・フットィング及び小売分野における公正な競争環境の確保に資するものと考えられるが、旧一電発電が、旧一電小売と新電力とで同一条件を設定した場合であっても、旧一電小売と新電力の事業規模や事業特性の違いにより、異なる効果を生じさせることがあること

	<p>から、契約条件による実質的な効果の差についても留意する必要があると考える。</p>	
<p>21</p>	<p>●該当箇所 「G 与信評価・取引実績評価」 確認観点 G：価格以外の評価基準（与信評価及び取引実績評価） 「確認項目 16 ★：与信評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったか (以下略)</p> <p>●意見内容 ・債務保証や保証金の要求について、大手電力グループ内に対しても内外無差別な取組として行われているか検証していただきたい。 ・仮に、大手電力の発電部門が、グループ内小売と新電力とで同一条件を設定した場合であっても、事業規模や事業特性の違いにより、異なる効果を生じさせることがあり、契約条件による実質的な効果の差についても監視いただきたい。</p> <p>●理由 ・債務保証や保証金の要求について、大手電力グループ内に対しても内外無差別な取組として行われているか、公表資料では不明です。(参考：①) ・仮に、内外ともに同じ条件であったとしても、保証に関する手続き等対応負荷が重いことから、公取委のコメントを踏まえ改善を希望します。(参考：②)</p> <p>●参考</p>	<p>与信評価について、旧一電等が社内・グループ内小売に有利な評価を行っていないかを確認しております。フォローアップにおいて、社内・グループ内小売を与信評価の対象外とする事業者については、社外向けの与信評価基準が不当に厳しいものでなく、保証金等の与信補完の手段が認められていることを確認できれば、「明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた」と評価すると整理しております。</p>

①制度設計専門会合（第98回）（令和6年6月25日）_資料7-1「現時点における旧一般電気事業者及びJERAの内外無差別な卸売の評価結果

（案）等について_P58-59

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/098_07_01.pdf#page=58

②公正取引委員会 HP

電力分野における実態調査（卸分野）について(令和6年1月17日付)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/chouseika/240117houkokusyo.pdf#page=75>

（P72-73より抜粋）

3（各論）相対契約における契約条件の是正

(4) 入札又はブローカー取引を利用した卸取引

イ 実質的に新電力に競争上不利となる入札・契約条件の是正

前記第3の5(2)エ(エ)（53頁及び54頁参照）のとおり、一部の新電力からは、形式的には同一の入札条件であっても、実質的に新電力に対して競争上不利となる条件があるとの指摘があった。

旧一電発電が実施する入札において、形式的には旧一電小売と新電力との間で同一の入札条件であっても、当該入札条件によって、旧一電小売に比して、実質的に新電力の方が過大な負担を負うこととなり、新電力が競争上不利になっている場合は、公正な競争環境が確保されているとはいえない。例えば、入札要綱において、支払方法について、支払保証に限る旨を規定している旧一電発電が存在したところ、当該条件は旧一電小売と新電力との間で同一条件として設けられ、与信基準を満たさなかった小売電気事業者に対して提供される与信の補完手段となっているが、旧一電発電が実施する入札で、同一会社である旧一電小売が与信基準を満たさないということは想定されないことを考慮すると、実質的に

	<p>は、一部の新電力のみに対して課す条件となっており、新電力に過大な負担となっているという意見もあった。与信管理上必要な限度内において当該条件を課すこと自体は否定されないが、必要な限度を超えて新電力のみに対してこのような条件を課すことは競争政策上望ましくない。</p>	
外外無差別		
22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認観点 K：相対交渉に特有の確認項目 ・ 確認項目 28 ★：プロセスとして、内外無差別に価格と条件を比較し、評価したか。あるいは、結果として、同一条件同一価格の契約になっているか <p>○意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧一電小売と新電力小売の間で内外無差別な契約条件（価格、負荷率、オプション価値等）となっていることを適切に確認いただくことは合理的であり、引き続きそのような検証を続けていただきたい。 ・ 他方、新電力小売間においても同一条件同一価格とする必要はないと思慮。例えば、一般的な商慣習では、ある取引をする代わりに別の取引を行うといったバーター取引の協議や、取引数量を拡大する代わりに価格を下げるといった協議等も存在する。電力取引においても、一般的な商慣習に基づいた協議を行えるように事業環境を整備することは、新電力各社の特徴を踏まえた創意工夫や新電力間の競争活性化にもつながると考える。 ・ 従って、電力・ガス監視等委員会として、旧一電発電へ「外外無差別」までは求めるものではなく、新電力小売向けの契約条件については、一般的な商慣習に基づいた条件設定とすることは問題ない旨を、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」に明記していただきたい。 	<p>本意見公募における文書案は、コミットメント対象事業者である旧一電等の発電部門と同グループの旧一電等の小売部門との取引条件等と、新電力との取引条件等とが無差別的か、といった内外無差別な卸売についての議論をとりまとめたものです。したがって、御意見については、本意見募集の対象外となります。</p>

23	<ul style="list-style-type: none"> ・内外無差別な卸売等のコミットメントは、卸売等に際して、あくまで、旧一電の小売部門と新電力を差別的に取り扱わないことをコミットメントしているのであって、電取委としては、旧一電等の発電部門が、内外無差別卸とは違う形で新電力と個別協議すること（つまり外々差別）を禁止しているわけではないという認識で正しいかどうかご回答いただきたい。 	御認識のとおりです。
その他		
24	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） おわりに（P.13） ・意見内容 本文書は、内外無差別の評価の考え方を示したものであるが、内外無差別の評価の観点からは問題のない行為であったとしても、これまでの卸電力取引の環境と比較して、競争の進展を阻害する恐れがあるような行為があった場合には、内外無差別とは別の視点で、当然に改善を図ることが必要である点に留意すべきであることを、「おわりに」に明記いただきたい ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 内外無差別の取り組みは徐々に進展しつつあるが、通告変更オプションの無い商品が大半を占める中、常時バックアップが廃止され、内外無差別の取り組み以前と比べて商品ラインナップが低下し、新電力の需給調整手段が減少している。また、現状では改善が図られたが、エリア外への転売禁止といった条件があった場合には、当該エリアでは内外無差別に提供されたとしても、全国大でサービス提供を行う事業者にとっては競争阻害になりかねない。このような問題は、内外無差別の視点のみからでは改善を図ることはできず、内外無差別が実現すればすべての問題の改善が図れるわけではないことを明記する必要があるため 	<p>内外無差別の取組は、卸市場において市場支配力を有する旧一電等による、小売市場における競争を歪曲化するような不当な内部補助の防止や、電源アクセスのイコール・フットィングの確保を目的としており、引き続きその目的のもと、取組を続けてまいります。</p> <p>また、本意見募集における文書案は、内外無差別な卸売等の評価の考え方を示したものです。</p>

25	<p>●該当箇所 「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（案）」全般</p> <p>●意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売事業者の供給力確保が、今後、スポット市場と卸オークションと自社電源に収斂していく流れにあることを危惧する。 ・短期の需要変動に対応可能なオプション（例：通告変更オプション）のある商品が極めて重要であり、新電力にとってお客様への供給義務遂行のために通告変更オプションのある商品の充実を要望する。 <p>●理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売事業者の供給力確保義務の観点からは、JEPX 市場調達は適合せず、自社電源確保は費用と時間の制約があります。常時バックアップの休止が常態となり、ベースロード市場が無くなると、供給力確保義務を満たす調達方法は卸オークションのみとなってしまいます。 ・こうした状況において、再エネの導入拡大に伴う調整力確保の必要性や、端境期や厳気象時の需要の急増への対応を踏まえると、お客様と直接相対する小売電気事業者にとっても、需要変動に対応できる商品が必要となります。 ・さらに、中長期的な電力システムのあるべきひとつの姿として検討されている同時市場は、前日 X 時に kWh と ΔkW を同時約定することになりますが、お客様の短期の需要変動に対応可能な通告変更オプション等による手当が必要です。 ・大手電力グループにおいては、発電部門と送配電部門とで相殺される可能性もあり得ます。オプション価値に関する確認については、こうし 	<p>御意見については、本意見募集（第 45～98 回制度設計専門会合における内外無差別な卸売に関する議論を整理した文書）の対象外となります。内外無差別の取組は、卸市場において市場支配力を有する旧一電等による、小売市場における競争を歪曲するような不当な内部補助の防止や、電源アクセスのイコール・フットィングの確保を目的としており、引き続きその目的のもと、取組を続けてまいります。</p>
----	---	---

	<p>た大手電力グループとの事業構成との違いも踏まえて確認いただくようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、今議論されているインバランスC値の引き上げが為された場合、相対取引が活発となることも想定されます。安定供給の確保のためには、本件オプション価値の販売も含め、市場運営全体を見据えた監視が必要であるとの認識です。 	
26	<p>●該当箇所 「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（案）」全般</p> <p>●意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需給調整市場において、多様なリソースが継続的に参加できるよう、ガイドラインの改定を含め、市場運営の在り方の検討をお願いしたい。 ・市場内取引に寄らず市場外取引をもって調整力を確保する施策は緊急避難的措置であり、市場取引の活性化を図る施策を講じていただきたい。 <p>●理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度から全商品が揃った需給調整市場は、売り手からも買い手からも多くの課題を指摘されており、現在もっとも問題を抱える市場と認識しています。 ・緊急避難的に募集量等の見直しが行われたものの、未だに調達不足が続く一方で（参考：①）、市場外調達のほか余力活用、揚水発電による調達措置も継続されています（参考：②、③）。その結果、本来目指すべき「市場原理による競争活性化・透明化」からはかけ離れたものとなっています。 	<p>需給調整市場にかかる御意見については、本意見募集（第45～98回制度設計専門会合における内外無差別な卸売に関する議論を整理した文書）の対象外となります。</p>

・2026年度からは低圧リソースの参入が予定されており、創意工夫された様々なリソースが適正価格で約定し、需給調整の役割を果たし、市場活性化が図られるような施策が必要と認識しています。

・多様なリソースが継続的に参加できる市場を目指し、決して旧体制へ後戻りすることのないようよろしくお願いします。

●参考

①EPRX「2024年度取引実績について（9月末時点）」

※2024年10月8日更新

<https://www.eprx.or.jp/information/summary.php>

②第3回 制度設計・監視専門会合（令和6年11月15日）_資料6_P23

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/003_06_00.pdf#page=23

③同資料_P53

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/003_06_00.pdf#page=53

以上